

令和6年度

居宅訪問型保育事業者集団指導

吹田市 福祉部 福祉指導監査室

1 集団指導について

立入調査の根拠等

居宅訪問型の認可外保育施設（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設）は、届出対象施設として位置付け
【児童福祉法第59条の2】

届出対象の認可外保育施設には、児童福祉法第59条第1項に基づき立入調査を年1回以上実施します。

なお、居宅訪問型（ベビーシッター）の認可外保育施設については、立入調査に代えて集団指導として実施します。

【認可外保育施設指導監督の指針 第2の3立入調査】

2 集団指導の流れ①

【事業者】

- ・ 自己チェックシート等の提出
- ・ 集団指導への参加（動画視聴とアンケート提出）

【所轄庁】

自己チェックシート等の確認及び集団指導の出席を基に認可外保育施設指導監督基準に適合するか判断します。



結果通知書の送付

3 集団指導の流れ②

【認可外保育施設指導監督基準を全て満たす場合】



「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」
発行
(結果通知書に同封)

※ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書は、基準を満たさなくなるなど所轄庁から返還を求められたときまで有効となります。

4 集団指導の流れ③

【指摘事項がある場合】



改善報告書の提出を指導
(提出期限は通知後概ね 1 か月以内)



改善報告書の提出 (改善時期及び改善方法を具体的に記載)

改善に期日を要する場合は、**改善計画 (理由、改善予定時期、方法等を具体的に記載) を提出**

5 令和5年度集団指導の状況①

- ①実施件数 18件
- ②指摘件数 3件

令和5年度は、令和5年12月末日までに設置された事業者に対し、集団指導を実施しました。

各事業者におかれては、**法令・認可外保育施設指導監督基準を遵守し、適正な事業運営に努めてください。**

特に留意が必要な基準 … スライド10～16番

6 令和 5 年度集団指導の状況②

主な指摘事項

【職員の健康診断】

職員の健康診断を年1回実施し、その記録を保存すること。

【指導事項（ポイント）】

労働安全衛生法、労働安全衛生規則に基づき実施のうえ健康診断の結果を記録願います。

7 令和 5 年度集団指導の状況③

【衛生管理（検便の実施）】

調理・調乳担当職員の検便が実施されていない事例が多い。概ね月 1 回検便を実施し、その記録を保存すること。

【指導事項（ポイント）】

食事（調乳を含む。）を提供している事業者は、月 1 回検便を実施し、衛生面に配慮すること。

8 令和 5 年度集団指導の状況④

【保育に従事する者の資格】

保育に従事する者の資格基準を満たしていない。保育士又は看護師資格を取得するか、都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を受講し、これを修了すること。

【指導事項（ポイント）】

保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

9 令和 5 年度集団指導の状況⑤

その他改善報告書に記載の多かった事項（令和 5 年度以前）

【保育従事者の保育姿勢（要旨）】

- ・ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上に努めること。
- ・ 定期的な研修の受講が望ましいこと。
- ・ 児童の人権に十分配慮すること。



【指導事項（ポイント）】

機会を捉え、1年に1回は研修を受講すること。研修案内については、吹田市からのメールも確認すること。

人権保育に関する知識の習得や振り返りを行うなど、常に高い意識を持ち実践すること。

10 認可外保育施設指導監督基準①

【保育従事者の数（要旨）】

原則…保育に従事する者と乳幼児が **1 : 1**

保護者の同意があり、兄弟姉妹と利用の場合・・・

1 : 2 が可能



【指導事項（ポイント）】

保護者の同意について、契約書への記載や依頼を受けるメール等により、確認ができる**記録を保存すること**。

11 認可外保育施設指導監督基準②

【保育従事者の資格（要旨）】

保育に従事する全ての者が保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修修了者。



【指導事項（ポイント）】

資格の取得又は基準を満たす研修を終了すること。

12 認可外保育施設指導監督基準③

【防災上の必要な措置（要旨）】

火災や地震などの災害発生時における対処方法等をあらかじめ検討し、実施することが必要であること。



【指導事項（ポイント）】

事前に保護者と避難場所の確認や、子どもの受け渡し方法、付近の消火器具の確認等を行い、防災面に配慮すること。

13 認可外保育施設指導監督基準④

【感染症への対応（要旨）】

利用児童と保育従事者間の感染を防ぐための対策をとること。

感染症への対応例：手指の衛生や咳エチケットの実施



【指導事項（ポイント）】

自身の体調管理、利用児童の体調把握に努めること。

新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大時には特に感染拡大防止に努めること。

14 認可外保育施設指導監督基準⑤

【乳幼児突然死症候群に対する注意（要旨）】

睡眠時の観察、仰向け寝、禁煙の厳守

乳幼児突然死症候群（SIDS）：乳幼児が事故や窒息などのはっきりした理由もなく突然亡くなってしまうこと。



【指導事項（ポイント）】

午睡の時間を設ける場合には、睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。医学上の理由がない場合、乳児は仰向け寝をさせること。

保育中の禁煙を遵守すること。

15 認可外保育施設指導監督基準⑥

【安全確保（要旨）】

- ①適切な救命処置が可能となるよう訓練を実施すること。
- ②事故発生時には速やかに当該事実を吹田市に報告すること。
- ③事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。



【指導事項（ポイント）】

- ①定期的（2～3年に1回程度）に消防署等で行われる救命講習を受講すること。
- ②死亡事故や治療期間が30日以上 of 事故等について吹田市へ報告すること。
- ③怪我の程度や発生状況を記録し、今後の安全対策に役立てること。

16 認可外保育施設指導監督基準⑦

【利用者への情報提供（要旨）】

提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。



【指導事項（ポイント）】

施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

17 児童福祉法一部改正

【ベビーシッターによるわいせつ事案の再発防止等の対応】

改善勧告や事業停止命令等の措置に係る情報の円滑な共有が図られるよう情報の公表・共有に係る関連規定を整備すべき。



【改正事項（ポイント）】

- ①ベビーシッターに対する事業停止命令等に関する情報の公開
- ②地方自治体間における共有

18 令和5年度の改正について①

【安全計画】

- ・ 施設と設備の安全点検
- ・ 職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導
- ・ 職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項



【改正事項（ポイント）】

①安全点検について

(1)施設設備の安全点検、 (2)マニュアルの策定・共有

②児童・保護者への安全指導等

(1)児童への安全指導、 (2)保護者への説明・共有

③実践的な訓練や研修の実施

19 令和5年度の改正について②

【事業停止命令期間等の取扱い】

わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合は、「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当する場合



【改正事項（ポイント）】

①禁固以上の刑に処せられた場合

原則として当該施設に対し、施設閉鎖命令を行う。

②罰金の刑に処せられた場合

原則として事業停止命令を行う。

20 令和 5 年度の改正について③

国家戦略特別区域内に所在する施設における指導監督基準第 1 の調査事項 2 に係る特例



【改正事項（ポイント）】

国家戦力特別区域の区域内に所在する認可外保育施設で利用児童の多くが外国人であるものに係る職員配置の取扱いの特例

21 令和5年度の改正について④

自動車を運行する場合に装備すべき安全装置の導入



【改正事項（ポイント）】

保育所等について、自動車運行時の園児の所在確認及びブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置の装備の義務付け

22 居宅訪問型保育事業等における 保育に従事する者に関する研修について

「居宅訪問型保育事業等における 保育に従事する者に関する研修について」の一部改正



【改正事項（ポイント）】

- ・ オンラインで研修を実施する場合の留意点
- ・ 研修終了後オンラインを含む継続的に業務に従事する者に対する計画的なフォローアップ研修の実施

23 認可外保育施設保育料無償化の見直し

【無償化の見直し】

(令和6年9月末日にて、経過措置が終了しました)



令和6年10月以降は、基準を満たさない場合は、
無償化の対象外となります。

24 重大事故防止対策

昨今の保育需要及びマッチングサイトの普及等により、居宅訪問型保育サービス提供に係る事業開始のハードルは低くなっています。しかし、乳幼児の預かり事業は一定のリスクも内包しており、**非常に重い責任を伴う事業**であることを十分認識し事業運営を行う必要があります。

【重大事故防止の視点】

事故発生状況の把握

事故発生防止のための取組み

事故発生時の対応

25 重大事故発生時の対応及び報告

【事故発生時の対応】

事故が発生した場合は、直ちに必要な行動を取る必要があります。
有事に適切な対応が可能となるよう、日頃から十分備えてください。

⇒ 【参考3】「事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～事故発生時の対応～」参照 (<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>)

【事故発生時の報告】

- ・ 報告義務 (児童福祉法施行規則第49条の7の2)
- ・ 報告が必要な事故 死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等
- ・ 報告期日 原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ・ 報告先 吹田市 福祉部 福祉指導監査室
電話 06-6105-8006
電子メール fukusi_sidou@city.suita.osaka.jp

26 重大事故の発生状況

【重大事故発生状況の把握】

こども家庭庁において、①死亡及び負傷等の事故概要、②年齢別（死亡・負傷等）、③場所別、④死亡事故における主な死因、⑤死亡事故発生時の状況について取りまとめ結果が公表されています。

発生状況を踏まえ、重大事故が発生しやすい場面に特に留意する必要があります。

⇒ 【参考1】「教育・保育施設等における事故報告集計」参照

（<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/shukei>）

27 重大事故防止の取組み

【重大事故防止のための取組み】

各事業者が提供する保育に係る事故防止策について、必ず確認し十分な注意を払うことが必要です。

特に留意が必要な場面

ア 睡眠中

イ プール・水遊び

ウ 誤嚥（食事中）

エ 誤嚥（玩具・小物等）

オ 食物アレルギー

⇒ **資料3 こども家庭庁「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」**

⇒ **【参考2】「事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ～事故防止のための取組み～」参照**

(<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>)

28 人権に配慮した保育

保育の現場で働く保育士等は、「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」について、常に高い意識を持って保育を行うことが必要です。

児童虐待についての理解

児童虐待に対する適切な知識及び対応について理解を深めてください。

⇒ 【参考4】 こども家庭庁「児童虐待防止対策」 参照
(<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai>)

セルフチェックの実施

自らの保育を振り返り、保育の質の向上に努めてください。

⇒ 資料4 保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

【参考】 体罰等によらない子育てのために

(令和2年4月1日児童福祉法等の改正法施行)

⇒ 【参考5】 こども家庭庁「体罰等によらない子育てのために」 参照
(<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/taibatsu>)

29 変更の届出

【変更届の提出】（変更届が必要な事項）

「施設の名称及び所在地」、「設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地」、「建物その他の設備の規模及び構造」、「施設の管理者の氏名及び住所」

【留意事項】

吹田市では、上記の他に「代表者名」、「開所時間」、「提供するサービス内容」、「定員」についても変更があった場合には届出をお願いしています。



変更のあった日から 1 か月以内に届出が必要

30 廃止・休止の届出

【廃止・休止届の提出】

事業を廃止する場合又は事業を一時的に休止する場合は、1 か月以内に廃止・休止の届出を行ってください。

【留意事項】

休止後、事業を再開する場合にも、再度設置届の提出が必要です。
(再開後 1 か月以内)



廃止・休止の日から 1 か月以内に届出が必要

31 運営状況報告について

【運営状況報告】

児童福祉法第59条の2の5第1項において、**全ての**認可外保育施設に**年1回（5月予定）**提出が**義務**付けられています。

【定期報告事項】

認可外保育施設指導監督の指針 留意事項14①にて確認してください。

32 その他

認可外保育施設に関する情報等について

【認可外保育施設に関する情報】

- ・ 吹田市ホームページ

(設置者向け情報)

<https://www.city.suita.Osaka.jp/kenko/1018719/1023037/index.html>

- ・ 市からのメール

市ホームページに変更届等の様式その他、国や府からの通知等を掲載していますので、適宜確認してください。

【重要】メールで資料等を添付することがありますので、添付書類が確認できるメールアドレスを取得してください。変更がある場合は、連絡してください。

33 資料等①

• 添付資料

資料1 認可外保育施設指導監督の指針、認可外保育施設指導監督基準（令和6年3月29日付こども家庭庁成育局長通知「別紙」令和6年4月10日最終改正）

※「認可外保育施設指導監督基準」は22ページから始まります。

資料2 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（令和元年9月20日付厚生労働省子ども家庭局長通知、令和5年2月28日一部改正）

資料3 こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック（こども家庭庁発行）

資料4 保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（全国保育士会発行）

34 資料等②

・ 参考資料

【参考 1】

【こども家庭庁ホームページ】 「令和 5 年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について（令和 6 年 8 月 2 日付こども家庭庁）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/68cc3ca7-8946-43e9-939c-5ec2113f1512/832f7db8/20240801_policies_child-safety_effort_shukei_09.pdf

【参考 2】 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】（平成28年 3 月）

【参考 3】 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】（平成28年 3 月）

参考 2～3 掲示先

【こども家庭庁ホームページ】 教育・保育に関する報告・データベース
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>

【参考 4】

【こども家庭庁ホームページ】 児童虐待防止対策
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai>

【参考 5】

【こども家庭庁ホームページ】 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/taibatsu>

以上で、集団指導の動画は終了です。
別途視聴報告書を提出いただき、
集団指導が終了となりますので
忘れずに御提出ください。

御清聴ありがとうございました。